

## 竹島＝独島問題ネットニュース、48号

2025.1.30

竹島＝独島問題研究ネット

<http://www.kr-jp.net>

### 記事一覧

1. 【論文】朴炳渉「竹島＝独島への現状維持原則(ウティ・ポシデティス)の適用とサンフランシスコ平和条約の有効性」
2. 【論文】永田伸吾「島根県における領土・主権教育の現状に関する担当者への聞き取り調査」
3. 【博士論文】山下達也『いかにして外交問題は顕在化するのかー竹島問題における利益団体と運動団体の関係性に着目してー』
4. 【講演】柳原正治「尖閣諸島と竹島はどのようにして日本の領域とみなされたか」
5. 【動画】趙吉夫・漆崎英之他「最新の研究による竹島＝独島問題」第1章の公開

### 記事詳細

1. 【論文】朴炳渉「竹島＝独島への現状維持原則(ウティ・ポシデティス)の適用とサンフランシスコ平和条約の有効性」『領土・海洋研究』28号, 2024年12月

<http://www.kr-jp.net/ronbun/park/park-2412j-uti.pdf>

元来、戦争終結を宣言する平和条約は、領土問題を完全に解決するのが重要な役割である。しかるに、サンフランシスコ平和条約は竹島＝独島やハボマイなどを明記できなかった。竹島＝独島の経緯であるが、同条約調印式の2か月前、米国は条約草案にリアンクール岩(竹島＝独島)が抜けていることに気がつき、同島を条約に盛り込むべく努力した。しかし、時間的な余裕がなく、韓国政府との協議が続く中で条約調印式がおこなわれ、条約の修正が不可能になった。結局、米韓協議は結論を出せず、米国は竹島＝独島の帰属問題は解決が容易でないとみてか、この問題に対して消極的になった。

このように竹島＝独島は条約に規定できなかったため、竹島＝独島の帰属は二つの現状維持原則によって判断されるべきである。ひとつは「事実上の現状維持原則」であり、サンフランシスコ平和条約が条約法条約に照らして無効ではないので適用が可能である。この場合、条約締結時に韓国のみが竹島＝独島を実効支配していたので、竹島＝独島は韓国の領土になる。

しかし、この原則よりも、もうひとつの「法上の現状維持原則」が優先するので、後者の検討がより重要である。「法上の現状維持原則」は世界中どこであれ、統治勢力が撤退して国家が独立する時に適用される国際法の一般原則であり、日韓両国の独立

時にも適用される。ただし、竹島＝独島や濟州島など日本周辺の小島の帰属はポツダム宣言の第8項によって連合国が決定することになっているので、韓国が独立した1948年にはこれらの島に法上の現状維持原則を適用できない。これらの島に対する適用は対日平和条約が発効し、日本が独立を回復する時まで留保される。その時、日韓間の小島の帰属が決定される。

一方、1952年に発効したサンフランシスコ平和条約は濟州島や鬱陵島などを韓国領として明記したが、竹島＝独島を規定できなかった。したがって、竹島＝独島は「法上の現状維持原則」によって判断される。その時に重要な判断材料は連合国最高司令官(SCAP)の法的文書である SCAPIN-677/1 や関連地図「SCAP管轄区域図／日本および南コリア」などである。こうした法的資料を元にして竹島＝独島は「法上の現状維持原則」によって韓国に帰属すると判断される。このように法上も事実上も現状維持原則によって韓国の竹島＝独島に対する領有権が認められる。

【コメント】韓国政府の領有権主張において最大の弱点はSF条約に対する解釈であった。本論文の趣旨が正しければ、その弱点が克服される。

## 2. 【論文】永田伸吾「島根県における領土・主権教育の現状に関する担当者への聞き取り調査」『北陸大学紀要』第56号、2024年3月

<https://www.hokuriku-u.ac.jp/library/libraryDATA/kiyo56/gakugai02.pdf>

島根県は、領土・主権教育で先導的役割を果たしてきた。2017年3月に「小学校学習指導要領」と「中学校学習指導要領」が、2018年3月には「高等学校学習指導要領」がそれぞれ改訂された際に、竹島を含む領土問題の指導の充実が図られた背景の1つに、島根県の長年にわたる国に対する働きかけがあった。国際社会の基盤となる主権国家体系を理解するためにも、初等・中等教育の段階で領土・主権についての基礎的知識を学ぶことの意義は大きい。他方で、領土・主権教育は、やり方を誤れば容易に排他的ナショナリズムに結び付く。

本稿は、排他的ナショナリズムへの結合を回避した形での領土・主権教育のあり方についての知見を得ることを目的に、島根県の「竹島に関する学習」の現状について、県担当者・関係者への聞き取り調査および現地での資料調査を実施した。調査から、島根県の小学校・中学校・高等学校・特別支援学校で実施されている「竹島に関する学習」は、嫌韓感情の醸成に繋がらないように配慮され、現場の教員や生徒の中にも、そうした意識に基づき指導・学習に取り組んでいる事例を把握できた。

【コメント】著者は、竹島問題とは日韓両国の歴史認識やナショナリズム相克が織りなす複雑かつ繊細な外交問題であると理解する一方、これが日韓の領有権論争とい

う基本には言及がない。また、「日本領土である竹島[独島]に関する理解を深める」という文科省の方針は検証しようともしない。今や、「竹島問題研究会」の下條正男座長すら「竹島[独島]は20世紀初頭まで「無主の地」、すなわちどこの国にも属さなかった」と語り、政府の基本見解に異を唱えるくらいである。著者も調査の前提として根本的な論点には一言でも見解を明らかにすべきであろう。

### 3. 【博士論文】山下達也『いかにして外交問題は顕在化するのか—竹島問題における利益団体と運動団体の関係性に着目して—』神戸大学, 2024

<https://da.lib.kobe-u.ac.jp/da/kernel/0100482418/D1008670y.pdf>

外交問題・国際紛争はなぜ、どのように、起きるのだろうか。本研究の目的は、歴史認識あるいはイデオロギーに関連する外交問題・国際紛争が国内の政治過程でイシュー化し、対外政策として実行の段階に移行していく過程において、イデオロギー、利益、政策に関わる団体がどのようにそれに影響するのかを、とりわけ利益団体の重要性を指摘しながら、そのメカニズムを明らかにすることである。それにより、なぜ国内の政治過程で外交問題・国際紛争が突然、顕在化・沈静化するのかを考察する・・・

領土問題が、「現在」の問題として本格的な分析がほとんどなされていないにも関わらず、ナショナリズムの高揚により問題が激化したと語られる傾向がある。しかしながら、ナショナリズム要因だけでは、なぜ特定の時期に、特定の領土問題が議題化するのか、逆に、突如として沈静化するのかを必ずしも説明できない。本研究は、日本の領土問題、とりわけ竹島[独島]問題を事例とし、時期を区切り二つのケースをそれぞれ分析することとする。①2005年の島根県での「竹島の日」条例が制定されるまでの政治過程、②2012年に第二次安倍政権が発足し、竹島問題(李明博大統領の独島上陸事件など)が沈静化するまでの政治過程を分析する。

2005年に「竹島の日」条例を制定することができたのは、小泉改革が漁業関係者と自民党の政治的連携を弱体化させ、竹島問題を議題化させやすい政治構造を作り上げ、その上で、政治構造の変化を認識するトリガーイベント(島根県民大会、独島切手・・・)が発生したからである。

**【コメント】**島根県「竹島の日」制定の要因は小泉改革などが遠因である一方、1998年に日韓が新漁業協定で合意した竹島＝独島周辺の暫定水域をコントロールする日韓漁業共同委員会の実績に島根県の利益・運動団体が失望したことが近因であったという見解には説得力がある。

### 4. 【講演】柳原正治「尖閣諸島と竹島はどのようにして日本の領域とみなされたか」

領土・主権展示館 地方巡回展 in 福岡にて(2024.3.9)

<https://www.youtube.com/watch?v=7EmoojoL-U4>

日本が離島を編入した類型は2種類ある。

- A. 無主地先占(久米赤島、久場島、魚釣島、南鳥島、沖大東島、中ノ鳥島[非存在]、新南[南沙]群島)
- B. 日本領の確認(硫黄島、鳥島、沖ノ鳥島)
- B? 小笠原諸島、南・北大東島、竹島[独島]

竹島[独島]の場合、日本政府は「B 日本領の再確認」というが、明治政府は南鳥島の編入を参考にして無主地先占という方式で竹島[独島]を編入したと解される。現政府の解釈を維持するのは望ましいか？ただし、竹島[独島]を日本領に編入した 1905 年以降、日本漁民がアシカ猟などで活動していたので竹島[独島]が日本領には間違いない。

その他の論点は、

- 1) 日本は昔から竹島[独島]の存在を認識していたか
- 2) 韓国が昔から竹島[独島]を認識していたという根拠はあるか
- 3) 日本は 17 世紀末、鬱陵島渡海を禁止したが、竹島[独島]渡海は禁止しなかったか
- 4) サンフランシスコ講和会議の起草過程の初期の段階から米国は竹島[独島]が日本の管轄下にあるという意見であったか
- 5) 駐日米軍の竹島[独島]爆撃訓練区域指定は日本の竹島[独島]への主権を認めた証拠といえるか
- 6) 竹島[独島]の帰属問題は国際司法裁判所で解決できるか  
(これらの項目は説明がないまま、スライドにて短時間だけ示された)

**【コメント】**柳原は聴衆のレベルを考慮してか、「1905 年以降、日本漁民がアシカ猟などで活動していたので竹島[独島]が日本領には間違いない」と語ったが、国際法学者の発言としては疑問である。1910 年には韓国併合によって領有権問題がいったん消滅するので、わずか5年間の漁民の活動のみに領有権の法的根拠をおくのは無理である。柳原はそれを承知の上で、おそらく明治政府が無主地先占によって竹島＝独島を日本領土とした行為は正当化されると考えているのであろう。そうであるなら講演の主題に沿って、1905 年当時に竹島＝独島が無主地であると断定できたかどうかについて一言でもふれるべきであろう。

柳原は、1877 年に太政官が「竹島(鬱陵島)・松島(独島)を日本の版図外とする」と公布したことには何の言及もない。柳原はこれを承知しているのかどうか不明であるが、この公布は、17 世紀末に竹島[独島]渡海が禁止されたかどうかより、格段に重要であることは間違いない。

## 5. 【動画】趙吉夫・漆崎英之他「最新の研究による竹島＝独島問題」第1章の公開

2023年に発行したDVD「最新の研究による竹島＝独島問題」、全4章の内、第1章(第1節および2節)のみを、竹島＝独島問題研究ネットがユーチューブ動画にて公開した。そのURL、紹介文は次のとおりである。

### ○第1章第1節、竹島＝独島問題とは？

<https://www.youtube.com/watch?v=ePbP8C19FgY>

【徹底解説】論戦相手の研究者を「曲学阿世」と決めつけたり、あるいは論文が「学問的営為」でないと批判するなど、日本で前代未聞の激しい論戦がかわされている竹島＝独島問題。そのホット・イシューをわかりやすく4章に分けて徹底的に紹介。日本に永住する韓国人・日本人の3年におよぶ激論を養分にして完熟した動画。その資料的な価値を国会図書館や島根県立図書館などが認定して所蔵・登録。当分は、全体を要約した入門編の第1章のみを2回に分けてアップ。この第1節「竹島＝独島問題とは？」では竹島＝独島問題の現在地を確認。

### ○第1章第2節、竹島＝独島領有権の概略

<https://www.youtube.com/watch?v=m1aNf-4mN98>

【徹底解説】日本で熾烈な批判が飛びかう竹島＝独島の領有権問題。その2は、このシリーズ全体のエッセンスを紹介。日本は3回にわたって竹島＝独島の領有を断念。最初は、元祿竹島一件によって竹島＝独島の存在を初めて知った江戸幕府は同島を日本と無関係であると判断、2回目はそれを天保竹島一件にて確認(詳細は第2章)。3回目は太政官(明治政府)が元祿竹島一件をもとに「竹島・松島を日本の版図(領土)外に定める」と公布(詳細は第3章)。したがって、竹島＝独島は日本固有の領土にはなり得ない。

戦後、日本が独立を回復したサンフランシスコ講和条約においては竹島＝独島の所属を決められなかった。その場合、国際法では現状維持(承認)原則が適用され、竹島＝独島は韓国領となる(詳細は第4章)。これら全4章の要約は、6分の動画「最新の研究による竹島＝独島問題」(<https://www.youtube.com/watch?v=RYyxfirsLdc>)に。

【コメント】DVD 全4章を視聴なさった方々から下記のような、ご感想がありました。

○DVDを拝見しました。わかりやすく、勉強になりましたが、私は竹島＝独島問題は不勉強なので、何もかも初めての内容ばかりでした。

○ご研究と知見の厚く、凝縮したDVD、第3章まで進みました。私のような素人にもついてこられるようなご努力が随所になされ、学ばせていただきました。

○DVDを5回、視聴しました。とても分かり易くていいと思います。独立時の国境「現状承認原則」とは初めて知りました。

○この問題について、非常にわかりやすく、具体的な資料を示しつつ、説得力のある説明がなされていると思います。特に、第3章「近代」編は見ごたえがありました。

○ 竹島＝独島問題ネットニュースのバックナンバーは下記で見られます。

(半月城通信) [www.kr-jp.net/half-moon/mokuji.html#net\\_news](http://www.kr-jp.net/half-moon/mokuji.html#net_news)